

愛知県病院事業庁職員倫理規程を次のように定める。

愛知県病院事業庁職員倫理規程

病院事業庁の職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置については、一般職の職員の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に愛知県職員倫理規程に基づいてなされた承認その他の行為は、この規程に基づいてなされたものとみなす。ただし、平成16年1月から同年3月までに受けた贈与等又は支払を受けた報酬についての贈与報告書は、知事に提出するものとする。